

令和7年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎議案補充説明

議案第167号「三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例案」について・・・ 1

◎所管事項説明

(1) 「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」にかかる進捗状況について	3
(2) 三重県防災航空隊の取組状況について	6
(3) 審議会等の審議状況について	10

『別冊1』南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針【発災当初から復旧フェーズ版】

取組状況一覧表

『別冊2』三重県防災航空隊パンフレット

令和7年12月10日
防災対策部

◎ 議案補充説明

議案第167号

三重県防災会議に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関に関する告示の一部改正において、管区行政評価局が指定地方行政機関に追加されたことを鑑み、新たに管区行政評価局の長又はその指名する職員を防災会議の委員に任命するため、委員数の規定を整備するものです。

2 改正内容

三重県防災会議の委員定数を66名（現行：65名）以内に改めます。

3 実施期日

公布の日から施行します。

＜参考＞

（1）災害対策基本法 第十五条（抜粋）

（都道府県防災会議の組織）

第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

五 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

（2）災害対策基本法 第二条第四号（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（官内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに官内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

（3）法規的告示

○内閣府告示第九十七号（抜粋）

災害対策基本法第二条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件（平成十二年総理府告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
沖縄総合事務局 管区警察局 管区 行政評価局 沖縄行政評価事務所 総合通信局 (以下省略)	沖縄総合事務局 管区警察局 総合 通信局 (以下省略)

(4) 三重県において指定地方行政機関に指定された管区行政評価局
中部管区行政評価局（三重行政監視行政相談センター）

(5) 三重県防災会議委員の構成（現在）

1号委員	指定地方行政機関の職員	17名
2号委員	第33普通科連隊長（陸上自衛隊）	1名
3号委員	県教育長	1名
4号委員	県警本部長	1名
5号委員	県職員	5名
6号委員	県市長会長、県町村会長、県消防協会 長、県消防長会長	4名
7号委員	指定公共機関等（ライフライン企業 等）の職員	26名
8号委員	学識経験者（大学教授、関係団体等）	10名
計		65名

◎所管事項説明

(1) 「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」にかかる進捗状況について

- 「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針（※）」に掲げる80項目の取組の方向性を99の取組に具体化して推進。
- 三重県南海トラフ地震対策強化推進本部において、取組の進捗状況を確認。
- 令和7年度は63取組を進めており、このうち、令和7年度末までに44取組が完了見込み。
- 第1回推進本部会議以降に99の取組を精査し、13取組について取組内容を充実。

※「令和6年能登半島地震」での支援活動を通じて得た様々な「気づき」を南海トラフ地震対策に生かすために作成（令和6年10月）

三重県南海トラフ地震対策強化推進本部

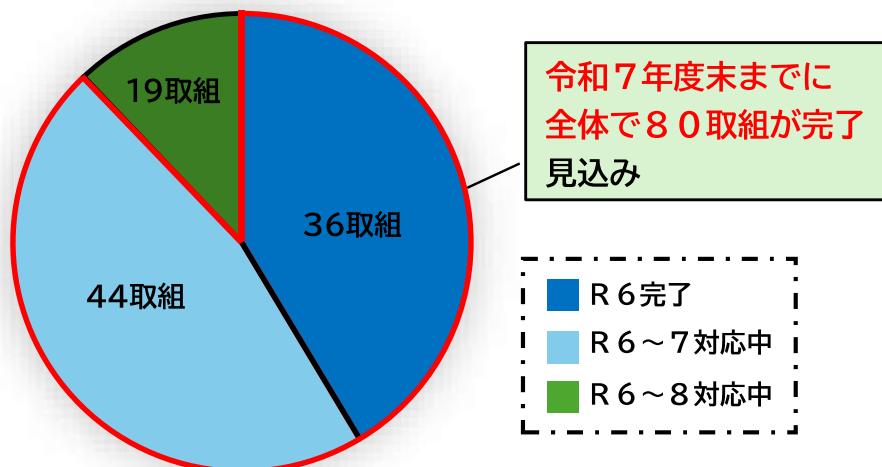
南海トラフ地震対策を迅速かつ的確に推進するため、
知事をトップとした関係部局長等で構成し、5月20日に設置

- 第1回推進本部会議
令和7年5月20日 開催
- 第2回推進本部会議
令和7年11月12日 開催



推進本部会議

進捗状況（令和7年度9月末）



内容を充実した13取組（R7・8年度）

【取組番号18 業務内容に応じた活動拠点の確保】

- 県内4ホテル事業者と宿泊施設の提供にかかる協定締結

【取組番号21 迅速な津波避難の推進】

- 津波災害警戒区域の指定、「耳で聴くハザードマップ」利用開始

【取組番号25 ヘリコプターの受援体制の整備】

- 代替ヘリベース（基地）での燃料貯蔵庫を設置

【取組番号31 活動場所への進出ルートの確保】他1取組

- 法に基づく新たな道路啓開計画の策定

【取組番号35 D M A T 隊員の確保】

- D M A Tコーディネーターを養成するため、認定・更新の支援

【取組番号36 被害想定をふまえた備蓄の確保】他1取組

- 「B C Pの考え方に基づく病院災害対応マニュアル整備指針」の改訂

【取組番号56 避難所からの要請に応じた確実な物資の供給】

- 「三重県備蓄・調達基本方針」の見直し

【取組番号22 大規模火災への対応力強化】

- バケットの購入及び自衛隊との協定締結

【取組番号26 患者・要配慮者の搬送】

- 災害拠点病院（M C C）に対してヘリポート整備に向けた調整・支援を実施

【取組番号28 孤立する可能性のある地域への対策】

- 孤立する可能性のある地域の現況調査を実施

【取組番号72 歯科診療の体制確保】

- 歯科診療用車両の配備支援・災害時運用について県歯科医師会と連携

「南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針」の主な取組



家屋倒壊

【取組番号33 住民の負担が少ない耐震対策の検討】

- ・耐震シェルター補助制度について、令和7年度から
耐震診断を必要とする要件を撤廃



耐震シェルター



火災

【取組番号22 大規模火災への対応力強化】

- ・県図上訓練(8月8日実施)において、空中消火の要請手順を関係機関と確認
- ・空中消火を安全かつ確実に実施できる体制を整備するため、**消火バケット購入契約を締結**
- ・自衛隊と管理・運用に係る協定締結に向け調整中



空中消火



避難所環境改善

①「いのちを守る防災・減災総合補助金」による避難所の環境改善

スフィア基準の考え方に基づく避難所の環境改善に取り組む市町の計画を強力に支援するため、既存の補助金制度を見直し、**地域の実情に応じた自由度の高い補助金**として創設

【取組番号48 プライバシーを確保するための対策の強化】

- ・避難者のプライバシーを確保するためのテントやベッド等の資機材整備

【取組番号57 避難所からの要請に応じた確実な物資の供給】

- ・避難所環境の改善につながる**資機材(スポットクーラー等)**の配備

【取組番号65 仮設トイレの供給及びし尿処理体制の確保】

- ・**マンホールトイレや防災井戸の整備**



津波

【取組番号21 迅速な津波避難の推進】

- ・津波避難タワーの整備促進のため、令和7年度は**5基を支援**。9月には、紀宝町の**2基が完成**
- ・津波災害警戒区域の指定基準を作成
- ・目が見えづらい方向けにハザード情報を音声で読み上げる、「**耳で聞くハザードマップ**」の利用を開始(6月5日)



津波避難タワー(紀宝町)



孤立地域

【取組番号12 インターネット環境の整備】

- ・スターリンクを購入し、12月4日に各地域庁舎(7庁舎)に配備完了

【取組番号28 孤立する可能性のある地域への対策】

- ・孤立する可能性のある地域に関して、備蓄状況等の把握を行うための実態調査項目にかかる他県調査を実施
- ・孤立地域へのドローンを活用した**物資輸送のガイドラインを作成**するため、**いなべ市(11月19日)**で実証調査実施、**南伊勢町**で実施予定(日程調整中)

②【取組番号52 要配慮者への対応】

- ・避難所運営における市町の課題解決に向けた専門家派遣を実施
- 市町から課題として多く寄せられた**避難所のトイレ対策**について、専門家を招き市町の防災・環境部門の職員等を交えた意見交換を実施(9月9日)



マンホールトイレ



専門家による意見交換

(2) 三重県防災航空隊の取組状況について

三重県防災航空隊は、平成5年4月に、県内各市町・各市町消防本部等の協力を得て、消防組織法第30条の規定に基づく県の組織として発足し、平成29年8月からは二代目のヘリコプターを運航しています。

迅速な救助活動や救急搬送、林野火災や大規模災害時への対応など、ヘリコプターによる空路からの活動は、消防・防災対策で重要な役割を担っています。

1 防災航空隊の活動内容

(1) 通常活動

各消防本部からの応援要請に、365日24時間応えられる体制を維持しており、困難な救助活動などに対応できるよう自隊訓練を行うとともに、警察航空隊や他県航空隊、各消防本部との合同訓練を実施しています。

また、防災イベント等において遭難事故防止の啓発を行うほか、三重県警察と連携してマスコミやSNS等を通じた事故防止や事故発生時の対応の情報発信、登山道や地形調査を通じた登山客への声掛けなど、県民の安全安心につながる各種啓発活動にも取り組んでいます。

11月30日（日）には、警察航空隊や各関係機関と連携した「航空防災フェスタ」を開催し、約300名が来場しました。ヘリコプターによる空からの支援を知っていたらしく訓練展示飛行、機体展示、ホイスト（吊り上げ）救助体験などを見学していただき、防災意識の向上や航空機支援の理解促進を図りました。



▲ 三重県航空防災フェスタ

(2) 緊急運航

緊急運航の主な活動内容は、救急や山岳救助が大半を占めています。

最も件数の多い山岳救助は、令和7年11月末時点で36件発生しており、近年の傾向として、遭難する登山者の高齢化、登山装備の不備、体調不良などが見受けられます。



▲ 君ヶ野ダムでの水難救助訓練



▲ オハイ（尾鷲市九鬼町）での山岳救助訓練

(参考) 緊急運航実績

年度 区分	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度 11月末時点		
	出動件数		他県等 からの 受 援 件 数	出動件数		他県等 からの 受 援 件 数	出動件数		他県等 からの 受 援 件 数	出動件数		他県等 からの 受 援 件 数
	うち 県外	うち 県外	うち 県外	うち 県外	うち 県外	うち 県外	うち 県外	うち 県外	うち 県外	うち 県外	うち 県外	うち 県外
救急	24	1	15	15	6	18	32	4	7	20	0	8
山岳	30	3	19	17	6	21	34	1	9	26	0	10
水難	3	1	4	0	0	2	6	1	1	2	0	1
その他	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
消火	3	0	1	6	5	0	3	1	1	1	1	0
災害対策	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	60	5	39	40	18	41	75	7	18	49	1	19

救急：陸路搬送が困難な山村・離島からの救急患者の搬送、近隣府県市等との応援協定に基づく救助活動

山岳：山岳遭難事故における捜索・救助

水難：河川・海等での水難事故等における捜索・救助

その他：地震、台風、豪雨及びガス爆発等の災害の情報収集

消火：林野火災等における空中からの消火活動

災害対策：大規模災害における救助活動、火災防御活動等

(3) 大規模災害、林野火災への対応

大規模災害や林野火災など、陸路が寸断された場合や地上隊が進出できない場合、ヘリコプターによる空路からの支援が重要となります。ヘリテレカメラ映像を関係機関と共有するなど、デジタル技術も活用しながら、災害時における航空支援活動の強化に取り組んでいます。

① 大規模災害

令和6年能登半島地震において、三重県防災航空隊は、消防庁の指示による緊急消防援助隊の航空小隊として、1月2日から1月31日までの期間で、輪島市の大規模火災で上空からの火災防御活動、孤立地域での救助活動、施設からの転院搬送等の航空消防活動の応援を行いました。

能登半島地震では、三重県をはじめ16都道府県から17機のヘリコプターが応援したほか、自衛隊、海上保安庁等多くの機関が空路からの支援を行い、救助の7割弱がヘリコプターによる支援となりました。

② 林野火災

令和7年に発生した大船渡市林野火災や大分市佐賀関での火災でも、ヘリコプターにより消火活動や火災状況調査が行われるなど、地上隊が進出できない場所でのヘリコプターによる支援が重要です。

三重県防災航空隊は、令和7年2月15日に南伊勢町での林野火災で空中からの散水消火を行うとともに、4月12日には滋賀県大津市の山林火災で滋賀県防災ヘリコプターと連携して散水消火を行いました。

(4) 安全運航のための取組

ヘリコプターは、航空法等で1年毎に耐空証明検査のための点検整備を行い、安全性・環境適合性を証明することが必要であり、年間を通して常時運航することができません。

ヘリコプターを維持し、安全に運航するには多額の経費を要することから、効率的に運航することも重要です。点検整備等で飛行できない運航休止期間を短縮し、費用を平準化するため、令和6年度から機体部品保証制度を導入するなど、各契約の見直しによる運航体制の改善を行っています。

なお、運航休止期間中は、近隣の県市との相互応援協定により、他県への応援要請を行うことで、県内各消防本部からの応援要請に対応しています。

(参考) 運航休止期間

区分	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 11月末時点
運休日数		154日	210日	136日	127日
他県受援件数		39件	41件	18件	19件
年間飛行時間		315時間	198時間	245時間	158時間

2 令和8年度以降の取組

引き続き安全運航に努めるとともに、各市町等消防本部や関係機関と連携し、消防・防災活動においてヘリコプターを効果的に活用できるよう、次の新規事業も含め取組を進めてまいります。

- ・大規模災害時における空路からの支援活動を行うため、多くのヘリコプターによる応援を円滑に受け入れるとともに、大規模災害で「伊勢湾ヘリポート」が使用できなくなつた場合に備えて、代替ヘリベース（基地）として位置づけられている「三重交通Gスポーツの杜鈴鹿」に航空燃料貯蔵庫を設置します。
- ・南海トラフ地震においては、特に県南部で甚大な被害が想定されることから、ヘリコプターによる支援を迅速かつ効率的に行うため、県南部の県広域防災拠点を空路支援のフォワードベース（前線基地）とするための検討を進めます。

(参考) 三重県防災航空隊

1 防災ヘリコプター「みえ」の概要

機種：レオナルド式AW139型

最大搭乗者数：14名

機体重量：4.6t

全長／全幅：16.6m／4.2m

最高速度：310km/h (巡航速度は220～270km/h)

主要装備：ホイスト装置、ヘリテレカメラ・電送装置、動態管理システム、機外拡声装置

2 運航体制

航空隊基地：津市伊勢湾ヘリポート

配備人員：消防・保安課防災航空班

10名 (うち9名は市町からの派遣消防職員)

勤務体制：交代勤務による365日勤務

運航形態：委託運航 (中日本航空株式会社)、二人操縦士体制

運航時間：8時30分～17時15分(日没時刻が17時15分以前の期間は日没)

※緊急運航の場合は日の出から日没まで

(3) 審議会等の審議状況について

審議会等の審議状況（令和7年9月25日～令和7年11月24日）

(防災対策部)

1 審議会等の名称	三重県救急搬送・医療連携協議会
2 開催年月日	令和7年9月26日（金）
3 委員	(1) 会長 三重大学医学部附属病院 病院長 佐久間 肇 (2) 副会長 三重県医師会 副会長 田中 孝幸 (3) 副会長 四日市市消防本部 消防長 小谷 正人 (4) 委員 三重県精神科病院会 会長 斎藤 純一 外 20名
4 質問事項	なし
5 調査審議結果	次に掲げる事項について書面により報告を行いました。 (1) 令和7年度第1回三重県救急搬送・医療連携協議会メディカルコントロール専門部会の報告について (2) 令和6年度第1回三重県救急搬送・医療連携協議会搬送基準専門部会の報告について
6 備考	